

横浜国立大学 APC（オープンアクセス論文掲載料）著者一部負担制度実施要項

令和 5 年 12 月 19 日

附属図書館長裁定

（趣旨）

第 1 条 この要項は、横浜国立大学（以下、「本学」という。）の研究者が、電子ジャーナル転換契約（以下、「転換契約」という。）対象学術雑誌に論文をオープンアクセス（以下、「OA」という。）出版する場合の著者負担について、必要な事項を定める。

（目的）

第 2 条 横浜国立大学 APC（オープンアクセス論文掲載料）著者一部負担制度（以下「本制度」という。）は、本学研究者の論文を OA 出版することで学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元するとともに、本学における持続可能な学術情報基盤の構築をめざすことを目的とする。

（対象者）

第 3 条 本制度の対象となる研究者は、本学在学・在籍時の研究成果に基づく論文の責任著者とする。

（対象論文）

第 4 条 本制度の対象となる論文は、別表 1 に定める本学と転換契約を締結する出版社が指定する学術雑誌に掲載される論文であり、かつ、論文の責任著者の所属機関として横浜国立大学が含まれることとする。

2 第 1 項の論文の上限数は、本学と各出版社との契約による。

（実施内容）

第 5 条 対象者は著者負担金を支払い、OA 出版することができる。ただし、前条の上限に達した場合は、先着順をもって本制度を終了する。

2 附属図書館は、第 7 条の承認を受けた対象者から、別表 2 に定める額を著者負担金として徴収する。

3 前項の規定にかかわらず、当該雑誌の APC（オープンアクセス論文掲載料）が別表 2 に定める額より少額の場合は、著者負担金を徴収せず、本制度に基づく OA 出版は行わない。

(申請)

第6条 対象者は、本制度の利用を希望する場合には、原則、出版社指定の申請システムを経由して、OA出版申請を行う。

(承認)

第7条 附属図書館は、前条の申請が第3条及び第4条に定める要件に合致しているかを確認した上で、原則、出版社指定の承認システムを経由してOA出版承認を行う。

2 前項の承認の責任者は附属図書館長とする。

(情報の管理)

第8条 附属図書館は、当該論文、研究者の個人情報等の知り得た一切の情報について、他にこれを漏えいすることなく適切に管理しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

- (1) 研究推進機構が本学研究活動に関する情報収集を目的とする場合
- (2) 対象者の所属部局が予算管理上必要とする場合
- (3) 著者負担金として外部資金の使用を希望するときにおいて、当該外部資金を所掌する事務担当者が必要とする場合

(事務)

第9条 本制度の事務は、研究・学術情報部図書館情報課において処理するものとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和5年12月27日から施行する。

別表1（第4条第1項関係）

出版社
Springer Nature
John Wiley & Sons

別表2（第5条第2項3項関係）

論文1報につき50,000円
